

防整技第5040号
令和2年3月30日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

建設工事請負契約書第 27 条第 5 項の適用に係る細部事項について
(通知)

標記について、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第 6916 号。28. 3. 31）別紙の 20(8)の規定に基づき別紙のとおり定め、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、令和 2 年 3 月 31 日までに契約を締結したものについては、従前の例による。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

建設工事請負契約書第27条第5項の適用に係る細部事項

建設工事請負契約書第27条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、建設工事請負契約書の運用基準について（防整施第6916号。28.3.31）別紙の20(6)に定めるもののほか、当分の間、以下のとおり運用する。

1 主要な工事材料

- (1) 単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、鋼材類又は燃料油であって、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額}_{\text{鋼}} = M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$$

$$\text{変動額}_{\text{油}} = M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

p' : 第3項の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価

D : 第4項の規定に基づき鋼材類又は燃料油に該当する各材料について算定した対象数量

k : 落札率

- (2) 前号に規定する「請負代金額」は、請負代金の部分払をした工事にあつては、請負代金額から当該部分払の対象となった出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品（以下「出来形部分等」という。）に相応する請負代金相当額を控除した額とする。ただし、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の建設工事請負契約書第40条第3項に規定する通知の書面において、第6項の規定により、発注者又は受注者は当該部分払の対象となった出来形部分等を単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、請負代金額から部分払の対象となった出来形部分等に相応する請負代金相当額を控除しない額とする。

2 スライド額の算定

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、前項の規定により当該工事の主要な工事材料とされた鋼材類又は燃料油に該当する各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{鋼}^{変更} - M_{鋼}^{当初}) + (M_{油}^{変更} - M_{油}^{当初}) - P \times 1/100$$

$$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

$$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (100 + \text{消費税及び地方消費税とを合わせた税率}) / 100$$

S : スライド額

$M_{鋼}^{変更}, M_{油}^{変更}$: 価格変動後の鋼材類又は燃料油の金額

$M_{鋼}^{当初}, M_{油}^{当初}$: 価格変動前の鋼材類又は燃料油の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 次項の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 第4項の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 前項に規定する請負代金額

- (2) 受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額を鋼材類又は燃料油の各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を算定し、これら実際の購入金額が前号の $M_{鋼}^{変更}$ 又は $M_{油}^{変更}$ を下回る場合にあっては、前号の規定にかかわらず、前号の $M_{鋼}^{変更}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、前号の $M_{油}^{変更}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を用いて、前号の算式によりスライド額を算定する。

- (3) 前号の「受注者が各対象材料を実際に購入した際の代金額」は、次に定めるとおりとする。

① 第5項の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第4項に規定する対象数量以下である場合は、当該対象材料を受注者が実際に購入した際の代金額。

② 第5項の規定により確認される各対象材料の実際の購入数量が第4項に規定する対象数量を上回る場合は、各対象材料ごとに、当該対象数量を実際に購入した数量で除し、これに受注者が実際に購入した際の価格を乗じて得た金額。

③ 燃料油に該当する各対象材料について、第5項第3号の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を第4項の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、次項第1号②ロの平均価格を乗じて得た金額。

- (4) スライド額の算定は、主要な工事材料に係る価格の変動分について行うもの

であり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。

3 価格変動後における単価の算定方法

(1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価（ p' ）（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類

各対象材料を現場に搬入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢価格を搬入月ごとの搬入数量で加重平均した価格）とする。

② 燃料油

イ 各対象材料を購入した月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を購入月ごとの購入数量で加重平均した価格）とする。

ロ 各対象材料のうち、第5項第3号の規定により、乙が提出した主たる用途に用いた数量の証明書類に基づいて当該証明に係る数量以外の数量についても次項の対象数量とすることとしたものにあつては、イの規定にかかわらず、工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月における実勢価格の平均価格とする。

(2) 前号①及び②イに規定する各対象材料の搬入又は購入（以下「搬入等」という。）の月及び数量は、建設工事請負契約書第13条第2項による工事材料の検査又は確認の際に把握された月及び数量とし、当該検査又は確認の際に搬入等の月及び数量が把握されていない対象材料があるときは、別途の方法で把握した搬入等の月及び数量とする。

4 対象数量の算出方法

(1) スライド額の算定の対象とする数量（ D ）（以下「対象数量」という。）は、各対象材料ごとに、次に掲げる数量とする。

① 設計図書に記載された数量があるときは、当該数量

② 数量総括表に一式で計上されている仮設工等にあつては、甲の設計数量

- ③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、発注者の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。
 - ④ その運搬に燃料油を用いる各種資材であって、燃料油の価格が著しく変動し、請負代金額が不相当となるもの（運搬費用が設計図書に明示されないものに限る。）にあつては、当該運搬に要する燃料油に該当する各対象材料の数量で客観的に確認できるもの
- (2) 請負代金の部分払をした工事にあつては、第6項に定めるところにより単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合を除き、前号に規定する数量から、部分払の対象となった出来形部分等に係る数量を控除する。
- 5 搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する受注者への確認
- (1) 受注者が単品スライド条項の適用を請求したときは、受注者に対し、受注者が各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の月を証明する書類の提出を求めるものとする。
 - (2) 受注者が前号の求めに応じず、必要な証明書類を提出しないため、対象材料について前号に規定する事項を確認できない場合には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする。
 - (3) 前号の規定にかかわらず、燃料油に該当する各対象材料については、当該対象材料の購入価格（数量及び単価）、購入先及び購入時期の全てを証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認める場合においては、受注者が主たる用途に用いた数量を証明する書類の提出を求めるものとする。この場合、受注者が証明書類を提出しないことがやむを得ないと認める範囲で、受注者が証明した数量以外の数量についても前項の対象数量とすることができる。
- 6 部分払時の取扱
- 建設工事請負契約書第40条第3項に基づき、請負代金の部分払のための既済部分検査に合格した旨の通知を行うに当たり、対象材料の価格変動に伴って、当該工事の請負代金額が不相当となるおそれがあると認めるときは、発注者又は受注者の求めに応じ、当該通知を行う書面に、発注者又は受注者は部分払の対象となった出来形部分等についても単品スライド条項の協議の対象とすることができる旨を記載するものとする。
- 7 部分引渡し
- 建設工事請負契約書第41条の規定に基づく部分引渡しを終えた工事については、当該部分引渡しに係る工事部分については、単品スライド条項を適用することができない。

8 請負代金額の変更手続

- (1) 単品スライド条項に基づく請負代金額の変更の請求は、当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合に限り、これを行うことができることとする。
- (2) 前号に規定する請求があったときは、建設工事請負契約書第27条第8項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する「協議開始の日」を原則「工期末から45日前の日」と定め、これを前号の請求があった日から7日以内に受注者に通知するものとする。
- (3) この通知に基づく請負代金額の契約変更は、工期の末に行うものとする。

9 全体スライドを併用する場合の特則

建設工事請負契約書第27条第1項から第4項までの規定（以下「全体スライド条項」という。）を適用して請負代金額を変更した契約については、第1項第1号中「請負代金額」とあるのは「全体スライド条項の適用により変更した後の請負代金額」と、「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは「設計時点における鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価（建設工事請負契約書第27条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、第2項第1号中「設計時点における各対象材料の単価」とあるのは「設計時点における各対象材料の単価（建設工事請負契約書第27条第3項の基準の日以降については、当該基準の日における単価）」と、「請負代金額」とあるのは「請負代金額から建設工事請負契約書第27条第3項の変動後残工事代金額を控除した額（同項の基準の日以降については、0とする。）」とする。